

就学援助制度について

保護者各位

刈谷市教育委員会

刈谷市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

下記の認定基準により審査を行い、認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。（申請書は各学校または学校教育課で受け取ることができます。）

記

認定基準

要保護

- ・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・要保護に準ずる程度に困窮している方
- ・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- ・国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

令和5年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（R5.4.1）

| 費 目 | 対 象 者 | | R5年度単価 |
|--------------------------------------|---------|--------|---------|
| 新入学児童生徒学用品費 (1学期分に支給) | 小学校新1年生 | | 54,060円 |
| | 中学校新1年生 | | 63,000円 |
| 学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給) | 小学校 | 1年生 | 11,630円 |
| | | 2～6年生 | 13,900円 |
| | 中学校 | 1年生 | 22,730円 |
| | | 2、3年生 | 25,000円 |
| 修学旅行費 (実施学期分に支給) | 小学校 | 準要保護児童 | 実費 |
| | | 要保護児童 | |
| | 中学校 | 準要保護生徒 | 実費 |
| | | 要保護生徒 | |
| 校外活動費 [宿泊を伴わないもの] (実施学期分に支給) | 小学校 | 1～6年生 | 1,600円 |
| | 中学校 | 1～3年生 | 2,310円 |
| 校外活動費 [宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給) | 小学校 | 1～6年生 | 3,690円 |
| | 中学校 | 1～3年生 | 6,210円 |
| 学校給食費 (学期ごとに支給) (学校が給食センターへ納入) | 小学校 | 1～6年生 | 1食 250円 |
| | 中学校 | 1～3年生 | 1食 280円 |

- 支給対象期間は認定を受けた日以降になりますので、認定日によって支給額が異なります。
- 新入学児童生徒学用品費は、6月30日までに認定を受けた場合に支給します。

刈谷市教育委員会

就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。

| | |
|-----|----------|
| 申請日 | 令和 年 月 日 |
|-----|----------|

| | | | | |
|--------------|---|-----|------|--|
| 申請者 (保護者) | 住所 | 刈谷市 | 電話番号 | |
| | <p>就学援助費受給申請にあたって、以下のことに同意・委任します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定審査に必要があるときは、私（家族を含む）の住民基本台帳、課税資料等の公募を閲覧し、これを判定の根拠として用いることに同意します。 ・就学援助費給付金の申請及び請求、受領並びに納付事務を学校長に委任します。 <p>なお、就学援助費給付金の支給時に学校に支払うべき学用品費等を滞納し、学校運営に支障をきたすような場合には、その受領及び支払いについて学校長に委任します。</p> <p style="text-align: center;">申請者（保護者）氏名： ※自署または記名押印してください。</p> | | | |

| 家族の状況 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業又は学校及び学年 |
|-------|----|-------|------|------------|
| | | (申請者) | 本人 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | |
|------|---|
| 申請理由 | 1 生活保護を受給している 2 生活保護が停止又は廃止された（ 年 月 日 停止・廃止） 3 市町村民税が非課税又は減免された 4 個人事業税又は固定資産税が減免された 5 国民年金の掛金が免除又は国民健康保険料が減免された 6 児童扶養手当が支給された 7 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた 8 失業対策事業適格者手帳を持っている又は職業安定所登録日雇労働者である 9 その他（具体的に記入してください） |
| | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学校使用欄 | 上記の者を就学援助を必要とする児童として報告します。 継続 ・ 新規 令和 年 月 日 | 小学校長 印 所得証明書確認 |
| | 上記の者を就学援助を必要とする生徒として報告します。 継続 ・ 新規 令和 年 月 日 | 中学校長 印 所得証明書確認 |

この面は、刈谷市教育委員会及び学校の管理面です。

| | | | | |
|-------------------|------------|----------------------|--------------|-------------|
| 認定の可否等 | | 令和 年 月 日 | | |
| | | 要保護認定 ・ 準要保護認定 ・ 不認定 | | |
| | | 事由： | | |
| 認定 の 変 更 | 取 消 | 取消事由発生年月日 令和 年 月 日 | | |
| | | 1 生活保護受給 | 2 生活保護廃止 | |
| | 3 他市町村への転出 | 4 経済状況の好転 | | |
| | 5 その他 () | | | |
| | | | 取消日 令和 年 月 日 | |
| 変 更 | | 1 | 2 | 3 |
| | | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| | | 学校から 学校へ | 学校から 学校へ | 学校から 学校へ |